

大阪府立大学工業高等専門学校フルタイム契約職員に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 132

最近改正 令和 3. 5. 31 規程 141

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤教職員等就業規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、フルタイム契約職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「フルタイム契約職員」とは、非常勤教職員等就業規則別表第1の区分の11に規定する者をいう。

(採用の方法)

第3条 フルタイム契約職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

(勤務成績評価)

第3条の2 法人は、フルタイム契約職員(専門役を含む。)について、その職務内容等を考慮し、適正に勤務成績評価を実施する。

(給与の種類等)

第4条 フルタイム契約職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 フルタイム契約職員の給料には、通勤費を加算しない。

3 第1項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある者については、理事長は、労働契約において給与の種類を個別に決定することができる。

(賞与)

第4条の2 理事長は、6月1日に在職するフルタイム契約職員で特に勤務成績が優秀な者に対し、その者の基準日の前年度のフルタイム契約職員としての勤務成績に応じて、大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員の給与に関する規程第3条を準用して賞与を支給することができる。

(非常勤教職員等就業規則の適用)

第5条 フルタイム契約職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、非常勤教職員等就業規則を適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 31 規程 73)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3. 5. 31 規程 141)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。